

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金のご案内

給付金を受けるには、事前相談（予約制）が必要です

適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定を受けた教育訓練講座を受講する場合、講座終了後に受講料の一部を給付します。

対象講座の受講申し込み前に必ず相談にご来庁ください。

1 利用できる方（以下の要件を全て満たす方）

- (1) 市内在住で、20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の母または父
- (2) 教育訓練講座を受けることが、適職に就くために必要であると認められる方
- (3) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金自立支援計画の策定を受けている方
- (4) 過去に教育訓練給付金を受給していない方

2 対象となる講座

雇用保険制度の教育訓練給付の対象となる講座

（一般教育訓練講座、特定一般教育訓練講座、専門実践教育訓練講座）

※ 指定講座は、厚生労働省ホームページの「教育訓練給付制度 検索システム」か、右記の二次元コードから確認できます。



検索システム

3 支給される給付金額

	雇用保険支給要件なし		雇用保険支給要件あり		支給上限	
	支給時期	支給割合	支給時期	支給割合		
一般教育訓練講座	受講修了後	60%	受講修了し、雇用保険の支給後	60%から雇用保険支給割合を除く	20万円	
特定一般教育訓練講座		60%		20万円		
専門実践教育訓練講座	① 受講修了後	60%		① 40万円 ×修業年数	85%から雇用保険支給割合を除く	② (60万円×修業年数)から①を引いた額
	② <u>修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合</u>	25% 追加支給				

※ 給付金額が1万2千円を超えない場合の支給はできません。

※ 算定した支給額に端数が生じた場合には、少数点以下は切り捨てになります。



【問合せ・申請先】

横須賀市 民生局こども家庭支援センター
 こども給付課 ひとり親自立支援係
 電話：046-822-0133（直通）
 開庁時間：平日8：30～17：00

4 手続きの流れ

(1) 事前相談

- ① こども給付課ひとり親自立支援係（046-822-0133）に電話をして、事前相談の予約をしてください。
- ② 相談後、希望する講座の受講が資格取得に結びつき、適職につくために必要かどうか審査します。



(2) 講座指定申請（必要書類） 講座受講前に行ってください

- ① 教育訓練給付金要件回答書 または雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（ハローワーク発行、出来れば受講開始予定日のもの）
- ② 児童扶養手当証書（★受給していない方は、ご相談ください）
- ③ 講座のパンフレット及び日程表（期間・費用の記載のあるもの）



(3) 講座の申込み・受講

「講座指定通知書」を送付しますので、受講の申込みをして、受講してください。
※受講途中で、状況や経過を伺うご連絡をいたします。



(4) 支給申請（必要書類） 講座修了後に行ってください

雇用保険の支給要件のない方 （受講終了後 30 日以内に手続き）	雇用保険の支給要件のある方 （ハローワークの支給決定後 30 日以内に手続き）
<ol style="list-style-type: none">① 教育訓練修了証明書② 教育訓練講座受講料の領収書③ 振込先口座の通帳またはカード④ 児童扶養手当証書（★）	<ol style="list-style-type: none">① 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書② 教育訓練修了証明書（コピー可）③ 教育訓練講座受講料の領収書（コピー可）④ 振込先口座の通帳またはカード⑤ 児童扶養手当証書（★）



(5) 支給

「支給決定通知書」を送付します。申請後、おおむね1か月程度で振り込みます。



(6) 追加支給のある方（専門実践教育訓練講座を受講修了1年以内に資格取得、就職等した方）

- ① 資格取得を証明できるもの
- ② 雇用証明書等（雇用されている企業の保険証でも可）
- ③ 振込先口座の通帳またはカード
- ④ 児童扶養手当証書（★）

※「支給決定通知書（追加支給分）」を送付します。追加申請後、おおむね1か月程度で振り込みます。